

第3次川西町男女共同参画計画

《基本目標》

男女（ひと）が みとめあい 育てあう まちづくり



川 西 町

○本計画は、かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）に即して、本町における男女共同参画社会の形成の促進に関する計画です。

○また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第6条第1項に規定する本町における女性の職業生活における活躍の推進に関する計画です。

※女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成27年9月に公布・施行され、各自治体は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定を行い、より一層の支援を講ずることが求められています。

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 第3次計画策定の趣旨	1
2 これまでの取組み	1
3 川西町の現状と課題	3
4 計画の位置づけ	9
5 計画の構成・期間	9
6 計画の視点	10

第2章 計画のめざす方向性

1 将来像	11
2 基本目標	11
3 施策の柱	12
4 施策の体系	13

第3章 具体的取り組み

施策の柱①：ともに健康で豊かに安心して暮らせるまち	14
施策の柱②：ともにいきいきと働けるまち	16
施策の柱③：ともに交流・参画ができるまち	18
目標数値	20

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	21
2 計画の進行管理	22

資料編	24
-----	----

第1章 計画の策定にあたって

1 第3次計画策定の趣旨

平成23年3月に策定された「第2次川西町男女共同参画計画」は平成27年度で計画期間が終了となります。これまでの取り組みを通し、家庭や地域社会での固定的な役割分担意識は、少しずつ解消へと向かいつつありますが、いまだその意識が根強く残る分野もあり、男女共同参画の概念が十分に浸透したとは言えない状況です。

また、平成27年9月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律「女性活躍推進法」が公布・施行となりました。これにより、女性の採用や昇進等の機会の積極的な提供や活用、職業生活と家庭生活の両立を図るための必要な環境整備など、各自治体は女性の個性と能力が十分に発揮されるよう取り組んでいくことが求められています。

本計画は、かわにし未来ビジョンや国、県の動向、またこれまでの取り組みの成果・課題、平成26年度男女共同参画に関するアンケート調査の結果に基づき、町民との対話、庁内の連携を図りながら、今後の男女共同参画推進の方向性を提示する計画として策定するものです。また、女性活躍推進法を受け、本町における女性の職業生活における活躍を推進する計画として策定するものです。

2 これまでの取り組み

本町では、これまで川西町男女共同参画計画（平成18年度～22年度）、第2次川西町男女共同参画計画（平成23年度～平成27年度）を策定し、男女共同参画を推進するため、様々な事業や取り組みを展開してきました。

(1) 推進体制の整備

町民から広く意見や提言を求めるとともに計画をスムーズに推進するために町民の方々による「男女共同参画のまちづくり会議」を設置し、計画の進捗状況の把握、情報、意見交換や提言を行いました。

また、計画の円滑で効率的な推進を図ることを目的に行政内部の横断的組織として町長を委員長、各課長を委員とする「男女共同参画推進本部」、各課から選出された職員による「男女共同参画推進委員会」を設置しました。

(2) 第2次川西町男女共同参画計画の具体的な取り組み

① ともに豊かにくらするまち

男女共同参画パネル展や男女共同参画講座を開催し、男女共同参画の意識改革に関する啓発を行ってきました。教育現場では県が作成した男女共同参画ノートやリーフレットの配布を行い、生徒への意識づけのきっかけ作りがなされました。また、男性の家事参加の学習機会の提供としてママパパ教室を開催し、男性の育児参加について啓蒙を行い、その結果、男性の参加者も増え、出産後は各種乳幼児健診においても男性の参加率が増加傾向にあります。

② ともにいきいきと働けるまち

働きやすい環境整備として、小松保育所、子育て支援センターにおいて一時預かり事業を実施し保育の充実を図りました。さらに、美女木げんき保育園げんきルームにおいては病児保育事業を実施し、働きながらも安心して子育てができる環境の充実が図られました。また、町内事業所に対し、男女共同参画の取り組みの浸透を図るため、「山形いきいき子育て応援企業認定制度」について認定によるメリットや優遇制度についての周知を行った結果、年々登録企業数が増加し、平成28年2月末現在7社が登録されています。

③ ともに健康で安心できるまち

あらゆる暴力・虐待防止のため、情報提供や相談機関との連携を図ってきました。年々相談ケースは増加傾向にありますが、その状況に対応するため関係機関との連携や情報の共有により、迅速な対応を行ってきました。また、健康の保持増進のため、介護予防教室や健康教育、健康相談等を実施し、町民の健康づくりの促進を図ってきました。

④ ともに交流・参画ができるまち

新たな視点によるイベントの企画運営や女性のまちづくり参画推進のため、女性未来委員会事業で委員10名を委嘱し、現在もワークショップ開催など女性が元気に活動しています。国際交流分野では国際交流講演会を開催し、さまざまな文化について学ぶ機会を提供し、多様な価値観の形成を図りました。また、障がい者への自立支援や社会参加の促進を図り、町民それぞれが助け合いながら暮らしていくためノーマライゼーションの推進を行いました。

※ノーマライゼーション…高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。

(3)まとめ

これまで、教育現場や職業現場、家庭などあらゆる分野で男女共同参画の視点を持ち、それぞれの事業に取り組み、男女共同参画の推進を図ってきました。徐々に各分野で男女共同参画の意識が浸透してきたように思われますが、更なる浸透のため、意識啓発等に継続して取り組んでいくことが求められています。

また、これからは、女性活躍推進法にあるように、女性が働きやすい環境を整備し、女性の職業生活における活躍の推進に取り組むことが求められています。

一人ひとりが個性と能力を発揮し自分らしく暮らしていける社会、人権が尊重され尊厳を持って生きることのできる社会、女性が自分らしく活躍できる社会を構築するため推進していくことが必要です。

3 川西町の現状と課題

(1)人口構造の変化

本町では高齢化が進み、高齢化率は32.2%（平成27年4月1日現在：住民基本台帳）となっており、5年前と比較すると2.1%（平成22年4月1日現在：30.1%）増加しています。推計調査をみると5年後の平成32年は37.9%と5.7%の増となり高齢化が進行しています。年少人口の割合は平成22年が11.3%で、平成32年度推計では9.7%と予測されています。本町の年少人口割合は、県内35市町村中28番目（平成22年国勢調査）と低い現状にあります。（図1、2、表1参照）

年少人口の減少、高齢化率の増加による生産年齢人口の減少は、将来の労働力不足につながると予測されます。

また、平成7年以降、転出者が転入者を上回る、いわゆる「転出超過」の状況が続いています。年によりばらつきはあるものの、総人口の減少もあり、転入、転出者数ともに減少傾向にあります。しかし、10代後半から30代前半の女性の転出超過が顕著となっています。（図3参照）

労働力不足が予測される中、今以上に女性の労働力が必要になります。また、女性の転出超過に対応するためにも、女性が働きやすい環境づくりが必要です。これまで家庭の中で主に女性が担ってきた家事、育児、介護などを家族の中で分担するなどの見直しを図り、一人ひとりがあらゆる分野で十分に力を発揮していく環境づくりが必要です。

図1

川西町の国勢調査人口及び将来人口（年少、生産、老年別）（単位：人）

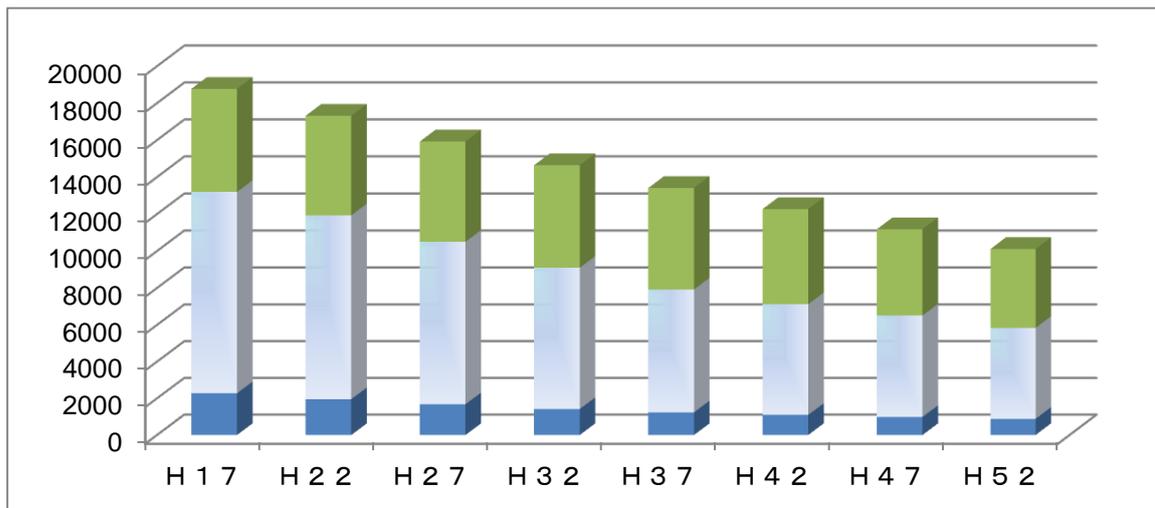


図2

川西町の国勢調査人口及び将来人口(男女別)

(単位:人)

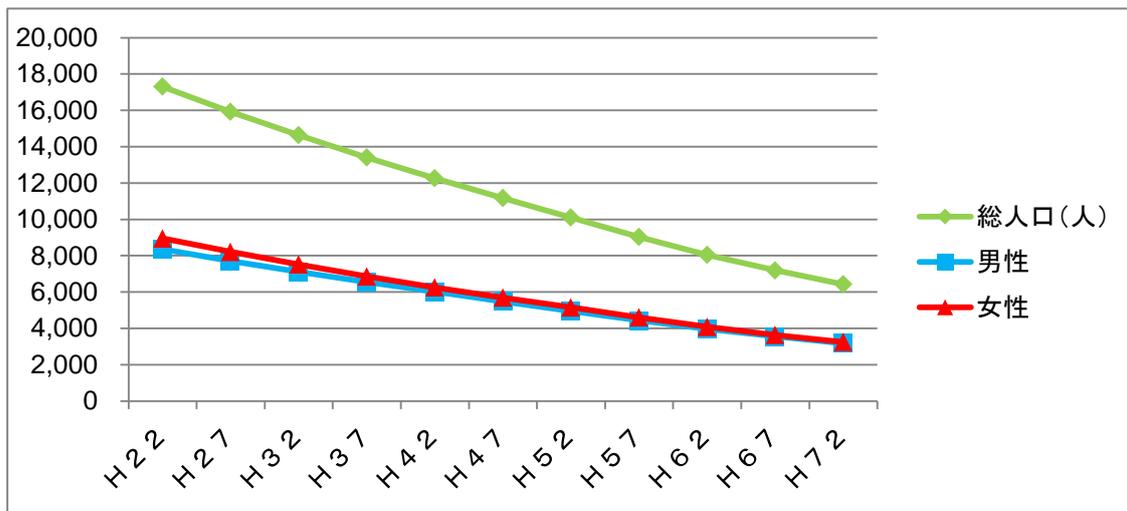


表1

川西町の国勢調査人口及び将来人口

【(単位)上段:人数/下段:%】

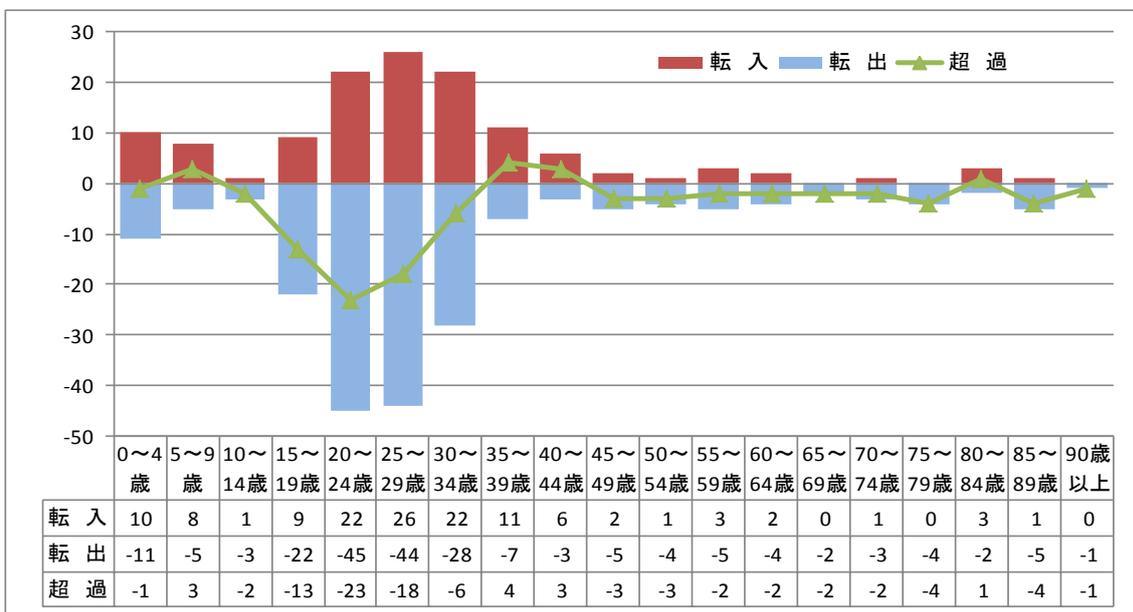
	H17	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
年少人口(0~14歳)	2,273	1,953	1,675	1,415	1,234	1,095	984	881
	12.1	11.3	10.5	9.7	9.2	8.9	8.8	8.7
生産人口(15歳~64歳)	10,921	9,976	8,825	7,678	6,686	6,025	5,527	4,956
	58.2	57.6	55.4	52.4	49.9	49.2	49.5	49.1
老年人口(65歳~)	5,575	5,384	5,420	5,546	5,486	5,144	4,665	4,268
	29.7	31.1	34.1	37.9	40.9	41.9	41.7	42.2
総人口	18,769	17,313	15,920	14,639	13,406	12,264	11,176	10,105

【資料】平成17・22年:国勢調査、

平成27年以降:国立社会保障・人口問題研究所、日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)

図3

【女性】年齢階層別転入・転出超過状況(H26)



(2)世帯構成の変化

本町の三世同居の割合は県内でも相変わらず高いものの平成22年には36.7%となり平成17年より5.4%減少し、単身世帯や核家族世帯共に、平成22年は平成17年より1.9%増加しています。また、平成22年には核家族世帯が三世同居の世帯を上回りました。そして、三世同居率が減少している中、高齢者のいる世帯が増加しており、世帯や世帯員の構成にも変化がみられます。(図4表2参照)

核家族を構成している状況では、夫婦と子どもから成る世帯が減少しており、夫婦のみの世帯と一人親と子からなる世帯が増加傾向にあります。また、母親と子供から成る世帯が増加傾向にあり、それに伴い働く女性も増えることが予想されます。(表3参照)

三世同居の減少や核家族の増加による世帯構成の変化は、これまで子育てや介護を支えてきた家庭の役割や家庭の中の女性の役割に変化を与えることから、今後の子育てや介護に対しての取り組みが課題となります。また、働く女性への十分な支援が求められています。

図4

世帯構成の変化

(単位:%)

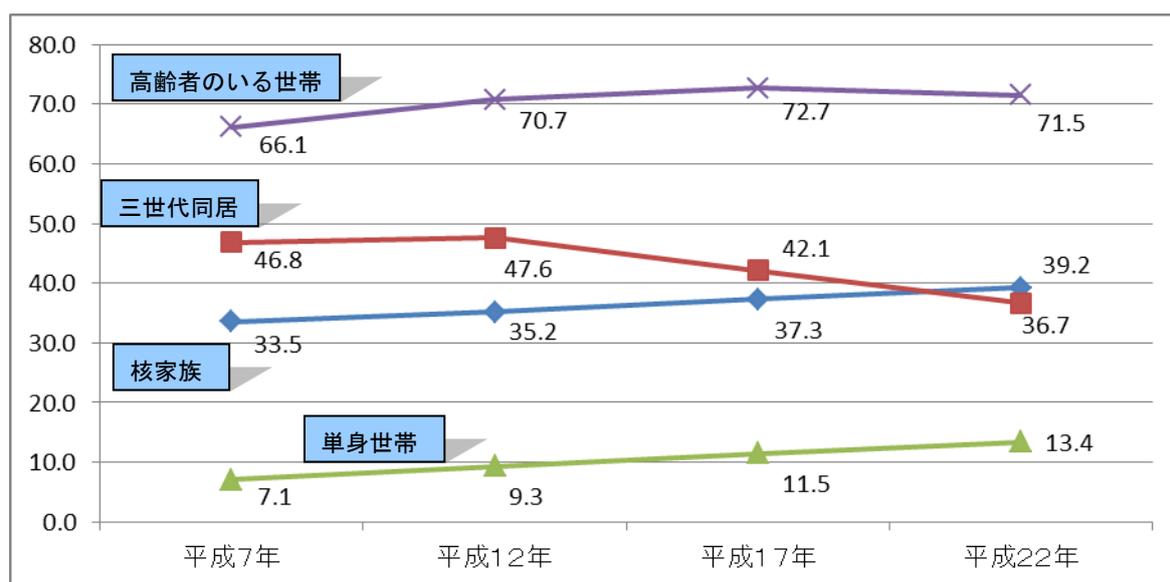


表2

世帯構成の変化

世帯の状況	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
	%	%	%	%	県内順位
核家族世帯	33.5	35.2	37.3	39.2	30位/35
三世同居世帯	46.8	47.6	42.1	36.7	4位/35
単身世帯	7.1	9.3	11.5	13.4	26位/35
高齢者のいる世帯	66.1	70.7	72.7	71.5	10位/35

【資料】国勢調査

表3

世帯人員構成の変化

世帯人員の状況	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	世帯人員	%	世帯人員	%	世帯人員	%	世帯人員	%
一般世帯	19,686		18,467		17,288		15,825	
内核家族世帯	4,452		4,594		4,811		4,925	
(1)夫婦のみの世帯	1,016	22.8%	1,114	24.2%	1,194	24.8%	1,202	24.4%
(2)夫婦と子供から成る世帯	2,826	63.5%	2,809	61.1%	2,826	58.7%	2,812	57.1%
(3)男親と子供から成る世帯	153	3.4%	140	3.0%	130	2.7%	154	3.1%
(4)女親と子供から成る世帯	457	10.3%	531	11.6%	661	13.7%	757	15.4%

【資料】国勢調査

(3)働き方の変化

本町の産業別従事者をみると、農業を含む第1次産業の就業人口は減少傾向にあり、年々サービス業等の第3次産業が増加傾向にあることが分かります。(図5表4)

本町の基幹産業である農業を持続するために、産直所の開設、地産地消による起業化等新たな動きがでており、その中心を担っているのは主に女性です。今後さらに女性の新たな視点による生産、加工、販売が期待されます。

働く女性が増え、働き方も多様化してきている現状においては、女性が働きやすい環境を整備していくことが求められています。

図5

産業別就業者の推移(単位:%)

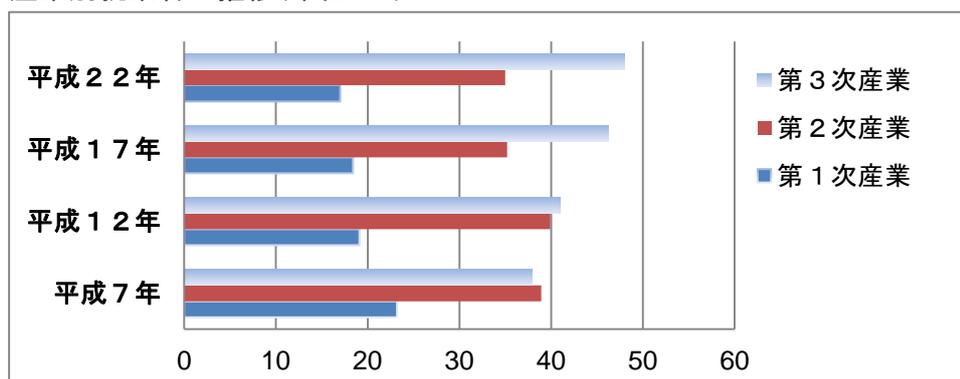


表4

産業別就業者の推移

(単位:%)

産業別	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第1次産業	23.2	19.1	18.4	17.0
第2次産業	38.9	39.9	35.2	35.0
第3次産業	37.9	41.0	46.3	48.0

【資料】国勢調査

(4) 町民アンケートからみる意識の動向

平成26年度に町内在住の18歳以上の男女1,000人（以下一般という）及び町立川西中学校の3年生と県立置賜農業高校の全生徒を対象にアンケート調査を実施しました。アンケートの回収率は一般が42.5%、中学生は93.2%、高校生は93.3%となり、次のような結果が得られました。

① 生活の中での男女平等について

一般の調査結果では、「教育の中」「法律や制度上」以外のすべての分野で、「どちらかといえば男性が優遇されている」という回答が多く見られました。一方、中高生の結果は、全7分野で「平等である」という回答が最も多くなっています。これは、平成21年度に実施したアンケートと同様の結果です。未だ男女平等に対するとらえ方に年代によって違いがあることが分かります。これには、教育現場や、制度・法律上と実社会の現状に違いがあり、実社会の経験がある一般と経験のない中高生との間に意識の差が見られたためだと推察できます。

平成26年度実施アンケートと平成21年度実施アンケートの比較結果(抜粋)

家庭生活の中

(一般)

選択項目	人数		構成比	
	H26	H21	H26	H21
男性が優遇されている	40	171	9.40%	39.20%
どちらかといえば男性が優遇されている	194		45.60%	
平等である	133	143	31.30%	32.80%
どちらかといえば女性が優遇されている	23		5.40%	
女性が優遇されている	13	25	3.10%	5.70%
わからない	10	87	2.40%	20.00%
無回答	12	10	2.80%	2.30%
合計	425	436	100.00%	100.00%

(中高生)

選択項目	人数		構成比	
	H26	H21	H26	H21
男性が優遇されている	11	67	2.40%	13.90%
どちらかといえば男性が優遇されている	53		11.55%	
平等である	188	239	40.96%	49.60%
どちらかといえば女性が優遇されている	41		8.93%	
女性が優遇されている	27	59	5.88%	12.20%
わからない	39	102	8.50%	21.20%
無回答	100	15	21.79%	3.10%
合計	459	482	100.00%	100.00%

職場

(一般)

選択項目	人数		構成比	
	H26	H21	H26	H21
男性が優遇されている	72	170	16.90%	39.00%
どちらかといえば男性が優遇されている	174		40.90%	
平等である	112	126	26.40%	28.90%
どちらかといえば女性が優遇されている	16		3.80%	
女性が優遇されている	6	18	1.40%	4.10%
わからない	28	85	6.60%	19.50%
無回答	17	37	4.00%	8.50%
合計	425	436	100.00%	100.00%

(中高生)

選択項目	人数		構成比	
	H26	H21	H26	H21
男性が優遇されている	14	108	3.05%	22.40%
どちらかといえば男性が優遇されている	49		10.68%	
平等である	117	180	25.49%	37.30%
どちらかといえば女性が優遇されている	12		2.61%	
女性が優遇されている	6	17	1.31%	3.50%
わからない	87	148	18.95%	30.70%
無回答	174	29	37.91%	6.00%
合計	459	482	100.00%	100.00%

地域社会の中

(一般)

選択項目	人数		構成比	
	H26	H21	H26	H21
男性が優遇されている	52	190	12.20%	43.60%
どちらかといえば男性が優遇されている	194		45.60%	
平等である	117	109	27.50%	25.00%
どちらかといえば女性が優遇されている	16		3.80%	
女性が優遇されている	4	8	0.90%	1.80%
わからない	32	111	7.50%	25.50%
無回答	10	18	2.40%	4.10%
合計	425	436	100.00%	100.00%

(中高生)

選択項目	人数		構成比	
	H26	H21	H26	H21
男性が優遇されている	6	55	1.31%	11.40%
どちらかといえば男性が優遇されている	53		11.55%	
平等である	197	248	42.92%	51.50%
どちらかといえば女性が優遇されている	12		2.61%	
女性が優遇されている	7	24	1.53%	5.00%
わからない	81	137	17.65%	28.40%
無回答	103	18	22.44%	3.70%
合計	459	482	100.00%	100.00%

② 職場での男女平等について

「あなたは、現在の職場において、男女間に差別がある場合、どのような理由からだと思いますか」という設問では、「家事・育児・介護について女性の負担が大きい」という回答が24.3%で最も多く、次いで「女性は結婚や出産などで継続して働きにくい」という回答が19.2%という結果となりました。女性が働きやすい職場環境の整備のためには、仕事と家事の両立の支援が求められていることが分かります。

一般を対象にした平成26年度実施アンケート結果

Q: 職場において、男女間に差別がある場合、どのような理由からだと思うか(最大3つ)

選択項目	人数	構成比
「男は仕事、女は家庭」という意識がある	79	8.1%
女性は結婚や出産などで継続して働きにくい	188	19.2%
家事・育児・介護について女性の負担が大きい	238	24.3%
女性はパートやアルバイトなどのほうが働きやすい	31	3.2%
職場の上司や同僚の理解がない	38	3.9%
女性は転勤などの人事異動がしにくい	113	11.6%
会社や雇用主が男女平等に真剣に取り組んでいない	61	6.2%
男性に「女性は責任ある役職やリーダーに向かない」という意識がある	59	6.0%
女性自身に「責任のある役職やリーダーに就きたくない」という意識がある	80	8.2%
男女間で平等な扱いをしている	20	2.0%
わからない	27	2.8%
その他	10	1.0%
無回答	34	3.5%
合計	978	100.0%

③ 男女共同参画の推進に必要なこと

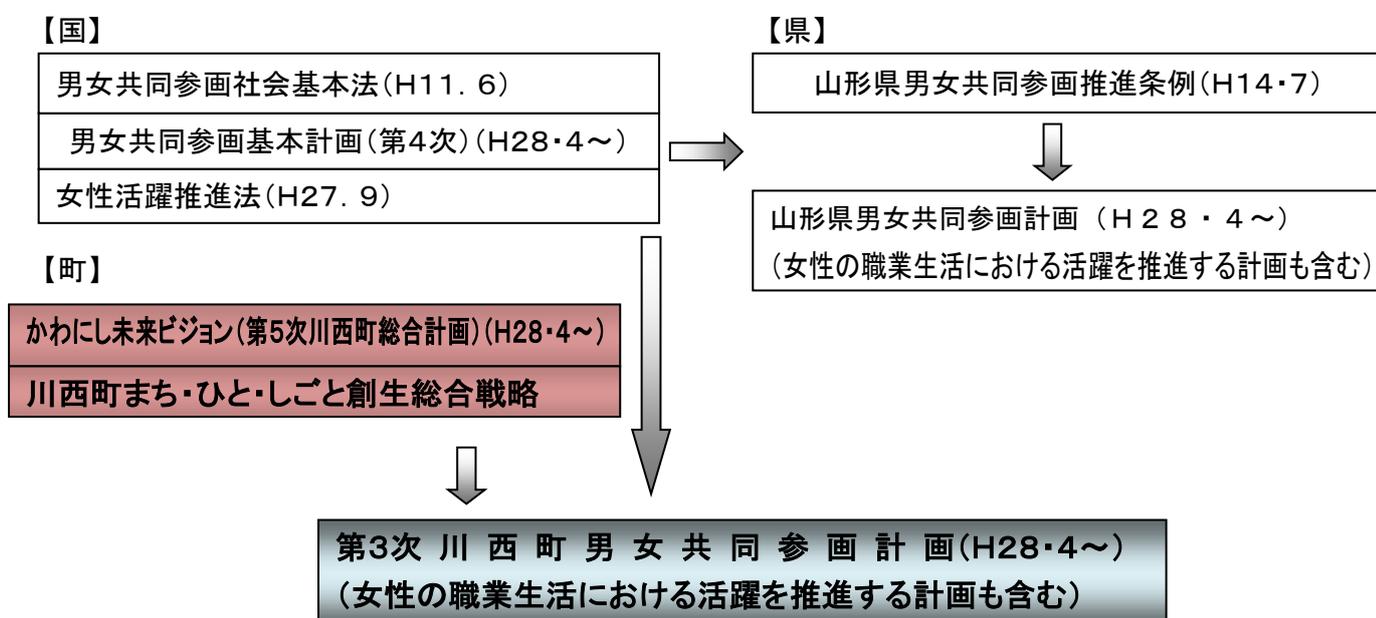
これまで男女共同参画の推進を続けてきましたが、未だ家庭生活や職場、地域社会で性差による役割分担意識が残っていることが分かりました。今後も、意識改革のための情報提供や啓発活動の継続が求められています。また、世代間での男女共同参画の意識の違いも見受けられました。将来、町民一人ひとりが性別や年齢に関係なく、個性や能力を生かし生活してい

くために、この差をいかに縮め、地域全体に男女共同参画を浸透させていくかが課題です。

そして、これからは職場において女性の能力の発揮や活躍の場の提供等、女性の活躍推進が求められています。女性が個人の能力を十分に発揮し生き生きと暮らせるように、家事や育児のサポートを充実させ、女性の働く環境を整備していくことが重要です。

4 計画の位置づけ

本計画は、かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）の個別行動計画として、男女共同参画社会の実現をめざします。また、女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する計画として位置づけます。川西町に住み、働き、学ぶすべての人々が主体的に行動し、かつ、町民と行政が協働して取り組むことを基盤とする行動計画です。



5 計画の構成・期間

(1) 計画の構成

- ① 計画の策定にあたって
- ② 計画のめざす方向性
- ③ 具体的取り組み
- ④ 計画の推進

(2) 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

6 計画の視点

(1) 家庭・教育現場・地域における男女共同参画の推進

家庭は人間社会における最小単位の社会といえます。昨今のライフスタイルの変化も視野に入れ、家事・育児・介護への男女共同参画の推進を図ることが必要です。また、男女共同参画は幼少期からの意識付けが重要です。教育現場においても意識啓発に取り組むことが求められています。地域においても、安心安全に暮らしていくためには、防災、交通安全の分野などさまざまな面で更なる地域づくりへの女性の登用が必要とされています。

(2) 働きやすい環境の整備促進

女性が働きやすい環境を整えることは、男女共同参画の推進において不可欠です。女性が安心して働き続けることができるよう、子育てや介護の分野で様々な支援を行うことが必要です。また、女性が働きやすい職場づくりのためには、男女共同参画への意識を浸透させていく必要があります。そのために、情報提供や啓発を続けていくことが求められています。

(3) 女性の職業生活における活躍の推進

豊かで活力ある社会実現のために、女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっています。女性活躍推進法により、女性の採用や昇進等の機会の積極的な提供や活用、職業生活と家庭生活の両立のための環境整備など、職業生活における女性の活躍の推進が求められています。

(4) 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

多様なライフスタイルがある現在、一人ひとりが自分らしく生活していくためには仕事と家庭の調和を図ることが重要となっています。男女それぞれが共にいきいきと働くために、意識啓発等でワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

(5) 健康元気づくりの促進

男女それぞれが生涯心身共に健康で生活するためには、健康の保持促進を図ることが必要です。また、高齢者や障がい者に関係なく一人ひとりが豊かに暮らすため、福祉を充実していくことが求められています。

(6) 多様性をみとめあう交流の拡大

従来の価値観や慣習にとらわれず、性別、年齢、国籍等多様な属性、発想や価値観をみとめあい柔軟に取り入れることが求められています。そのためには様々な交流を通して互いを理解することが必要です。また、女性の意見が反映しやすい環境づくりも求められています。

第2章 計画のめざす方向性

1 将来像

「緑と愛と丘のあるまち」

本町の特性である豊かな大地(緑)は、いにしえより受け継がれてきた自然豊かな山々が育む里山の恵み(丘)を受け、ここに住む一人ひとりが知恵と共に支えあう心(愛)によって、大きな夢と希望が享受でき、安心して暮らしの営みができます。

こうしたまちづくりを将来にわたり継承していくことが私たちの使命であり、町の将来像を第5次川西町総合計画で掲げる町の将来像と同様に設定します。

2 基本目標

男女(ひと)が みとめあい 育てあう まちづくり

性別による固定的な役割分担の意識を変え、女性も男性も互いにその個性と能力をみとめあい、育てあえる男女共同参画社会の実現を目指します。

女性も男性も仕事と家庭の調和がとれた生活ができ、自分らしく活躍できるまちづくりに向け、働きやすく、安心して子育てできる環境づくりを推進します。さらに、それぞれの能力を発揮し、自己実現できる活力のあるまちづくりを目指し、基本目標を設定します。

3 施策の柱

① ともに健康で豊かに安心して暮らせるまち

女性も男性もともに豊かに暮らしていくため、地域や家庭でいきいきと活躍できるまちづくりを推進します。そのためには、生活の基礎となる家庭において性別による固定的な役割分担の見直しや男性の家事・育児・介護等への参画促進が必要です。また、あらゆる暴力・虐待の防止に努め、一人ひとりが思いやりを持って生活できるまちづくりを目指します。さらに地域社会においても、地域づくりや、防災・交通安全等の分野において男女共同参画を推進し、より良いまちづくりに励みます。

男女共同参画は幼少期からの意識付けが重要です。教育の場においては、子供たちへの男女共同参画の意識づけの促進を目指します。

すべての人々が、生涯心身共に健康で暮らしていくため、健康づくりを推進します。また、高齢者や障がい者福祉の充実を図ります。

② ともにいきいきと働けるまち

働き方の多様化により、家事・育児・介護等に家族が協力して取り組んでいくことが必要です。働く女性が増えてきている中、女性が働きやすい職場を実現するため、子育てや介護のしやすい環境の整備を推進していきます。また、職場における男女共同参画の推進を図り、女性それぞれが能力を発揮しやすくなるよう取り組んでいきます。

「女性活躍推進法」により、職業生活における女性の活躍の推進が求められています。女性の採用や昇進等の機会の積極的な提供が行われ、女性の意思が尊重される職場づくりのため、情報提供などで啓蒙を図ります。

また、男性女性とも、いきいきと働くことができるよう、仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進をしていきます。

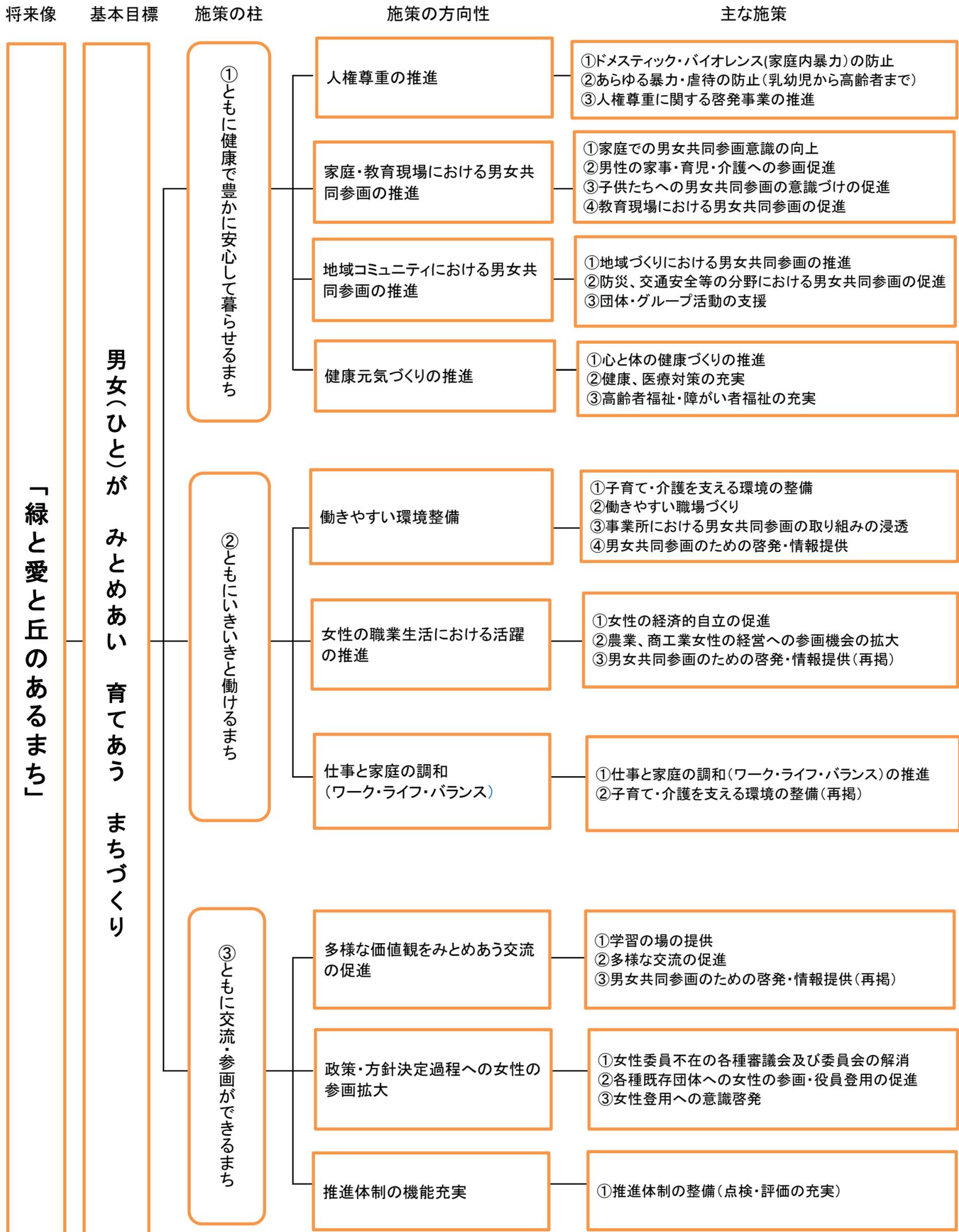
③ ともに交流・参画ができるまち

多様な価値観を認めあえるまちづくりのため、外国人、障がい者などが多くの人と出会い交流できる取り組みを推進していきます。

男女共同参画の意識を醸成させるため、あらゆる場面での積極的な意識啓発や広報活動、さらに講演会や学習会など、さまざまな学習の場を提供していきます。

男性も女性もそれぞれの意見が反映され、更なるまちの発展に繋がるよう、意識啓発等を推進していきます。

4 施策の体系



第3章 具体的取り組み

施策の柱①：ともに健康で豊かに安心して暮らせるまち

■人権尊重の推進

主な施策	具体的施策	担当課
ドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）の防止 ○暴力を許さない社会の形成に向け啓発等を行います。	ドメスティック・バイオレンス等あらゆる暴力を防ぐ情報提供・啓発	健康福祉課 まちづくり課 生涯学習課
	相談機能、支援体制の充実	健康福祉課
あらゆる暴力・虐待の防止（乳幼児から高齢者まで） ○あらゆる暴力を未然に防止するよう努めます。	暴力、虐待防止に関する啓発	健康福祉課 教育総務課
	相談機関との連携の強化	健康福祉課 教育総務課
人権尊重に関する啓発事業の推進 ○人権に対する意識の醸成と高揚を図ります。	人権啓発事業の推進	住民生活課
	相談事業の充実	住民生活課

■家庭・教育現場における男女共同参画の推進

主な施策	具体的施策	担当課
家庭での男女共同参画意識の向上 ○家庭における固定的な役割分担意識をなくし相互の協力を促進します。	男女の家庭での固定的役割分担を見直す事業の開催	まちづくり課 生涯学習課
	意識改革のための広報	まちづくり課 生涯学習課
男性の家事・育児・介護への参画促進 ○男性の家事、育児、介護への参画を促進します。	男性の家事参加の学習機会の提供	健康福祉課
	意識啓発広報	健康福祉課 まちづくり課 生涯学習課
子どもたちへの男女共同参画意識づけの促進 ○子どもの頃からの理解を深めるために学習機会を提供します。	男女共同参画を学ぶ機会の提供	教育総務課
	キャリア教育の充実	教育総務課

教育現場における男女共同参画の促進 ○教育現場での意識啓発を行います。	教育現場への意識啓発	教育総務課
---	------------	-------

■地域コミュニティにおける男女共同参画の促進

主な施策	具体的施策	担当課
地域づくりにおける男女共同参画の推進 ○地域における固定的な役割分担意識をなくし暮らしやすい環境をつくりまします。	地域における男女共同参画の基盤づくり	まちづくり課 関係各課
	町報・ホームページ・パンフレット等を活用した意識啓発	関係各課
防災、交通安全等の分野における男女共同参画の促進 ○多様な人が様々な分野に参画する環境を促進します。	防災、交通安全等の分野への女性の参画促進	総務課 住民生活課
	関係団体への情報提供	関係各課
団体・グループ活動の支援 ○男女共同参画を推進する団体等を支援します。	男女共同参画に関心のある団体・個人の支援	関係各課
	ボランティア・NPO等の育成、支援	まちづくり課 生涯学習課

■健康元気づくりの推進

主な施策	具体的施策	担当課
心と体の健康づくりの推進 ○心身ともに健康で長生きするための健康づくりを推進します。	こころの健康づくりの推進	健康福祉課
	地域スポーツの推進	生涯学習課
健康、医療対策の充実 ○生涯を通じた心身の健康を支援します。	ライフステージに応じた健康教育、健康相談の充実	健康福祉課
	地域医療の充実	健康福祉課
高齢者福祉、障がい者福祉の充実 ○高齢者、障がい者が安心して生活できる環境をつくりまします。	福祉サービスの充実	健康福祉課
	高齢者・障がい者の地域生活の支援の推進	健康福祉課

施策の柱②：ともにいきいきと働けるまち

■働きやすい環境整備

主な施策	具体的施策	担当課
子育て・介護を支える環境の整備 ○子育てや介護サービスの充実を図り働き続けられる環境を整備します。	育児・保育の充実 （子どもが安心して遊べる場の整備も含む）	教育総務課 関係各課
	子どもを望む家族への支援の拡充	健康福祉課 関係各課
	介護を行う家族、及び援助者への支援の拡充	健康福祉課
働きやすい職場づくり ○いつまでも働き続けられる職場環境づくりを促進します。	育児休業制度、介護休業制度取得の促進	産業振興課
	各種支援制度の情報提供	産業振興課
事業所における男女共同参画の取り組みの浸透 ○仕事と家庭の調和がとれた働き方を促進します。	事業所への情報提供	産業振興課 まちづくり課
男女共同参画のための啓発・情報提供 ○男女共同参画の理解を深めるため情報提供を行います。	町報・ホームページ・パンフレットを活用した広報・啓発	産業振興課 まちづくり課

■女性の職業生活における活躍の推進

主な施策	具体的施策	担当課
女性の経済的自立の促進 ○女性の就業を支援するため多様な働き方について普及促進し情報提供を行います。	企業、経営のための支援	産業振興課
	各種支援制度の情報提供（再掲）	産業振興課
農業、商工業女性の経営への参画機会の拡大 ○女性が経営に参画し、活躍するための環境を整備します。	農業経営への参画	産業振興課 農地林務課
	女性のネットワークづくりの推進	産業振興課
	女性の社会進出に向けた雇用の創出	産業振興課

<p>男女共同参画のための啓発・情報提供（再掲）</p> <p>○男女共同参画の理解を深めるため情報提供を行います。</p>	<p>町報・ホームページ・パンフレットを活用した広報・啓発</p>	<p>産業振興課 まちづくり課</p>
---	-----------------------------------	-------------------------

■仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）

主な施策	具体的施策	担当課
<p>仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p> <p>○仕事と家庭の調和が取れ、それぞれが充実した生活をおくれる社会を目指します。</p>	<p>仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発</p>	<p>産業振興課 まちづくり課 生涯学習課</p>
	<p>各種支援制度の情報提供（再掲）</p>	<p>産業振興課</p>
<p>子育て・介護を支える環境の整備（再掲）</p> <p>○子育てや介護サービスの充実を図り働き続けられる環境を整備します。</p>	<p>育児・保育の充実（再掲）</p>	<p>教育総務課</p>
	<p>介護を行う家族、及び援助者への支援の拡充</p>	<p>健康福祉課</p>

施策の柱③：ともに交流・参画ができるまち

■多様な価値観をみとめあう交流の促進

主な施策	具体的施策	担当課
学習の場の提供 ○多様な学習機会を提供し、男女共同参画を推進します。	国、県が開催する学習会、研修会への参加の推進	関係各課
	各種講座の開催による意識啓発	まちづくり課 生涯学習課
多様な交流の促進 ○視野を広げ多様な価値観をみとめあえる交流を推進します。	国際交流団体との連携、支援	まちづくり課
	障がい者と町民の交流機会の拡大	健康福祉課
男女共同参画のための啓発・情報提供（再掲） ○男女共同参画の理解を深めるため情報提供を行います。	町報・ホームページ・パンフレットを活用した広報・啓発（再掲）	まちづくり課

■政策・方針決定過程への女性の参画拡大

女性委員不在の各種審議会及び委員会の解消 ○女性の意見が様々な形で反映されるよう女性の参画を推進します。	女性委員不在の各種審議会及び委員会の解消	関係各課
	女性の登用率の設定・促進	関係各課
各種既存団体への女性の参画・役員登用の促進 ○男女がともに参画する団体活動の推進に向け、女性の役員登用を促進します。	意識改革のための広報啓発	関係各課
	性別にとらわれない人材登用の促進	関係各課
女性登用への意識啓発 ○女性が様々な分野で登用され活躍できる場を作るため意識啓発に取り組みます。	町報・HP・パンフレットを活用した広報・啓発	まちづくり課 関係各課

■ 推進体制の機能充実

主な施策	具体的施策	担当課
推進体制の整備（点検・評価の充実） ○計画のスムーズな推進のために進行管理を行います。	推進体制の整備 （評価・点検機能の充実）	まちづくり課

目標数値

施策の柱 (第3次計画)	指標 (第3次計画)	基準値 (H27)	目標値 (H32)
①ともに健康で豊かに 安心して暮らせるまち	男女共同参画講座の男性の参加率	46.7%	50%
	「男女共同参画社会」の意味も含めた 認知度	44.7%	60%
	地域づくり組織の女性委員率	13.0%	20%
	総合型地域スポーツクラブ登録者数 (※)	171人	300人
	健康相談・教育受講人数(※)	2,471人	3,000人
②ともにいきいきと働けるまち (推進計画と共通)	「ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭 の調和)」の意味も含めた認知度	32.6%	50%
	「女性活躍推進法」の意味も含めた認 知度	—	30%
	山形いきいき子育て応援企業認定社 数(※)	7社	10社
	認定女性農業者数(町独自認定によ る)(※)	—	10人
	子育て支援センター設置数(※)	1箇所	2箇所
	ファミリーサポートセンター年間利用者 数(※)	—	60人
	女性主体の起業活動数	17団体	20団体
③ともに交流・参画が できるまち	まちづくりマイスター認定者数(※)	46人	80人
	審議会・委員会の女性委員比率	17.7%	30%
	女性委員を含む審議会・委員会の比 率(※)	82.6%	100%

指標欄の(※)は、川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標数値と同様

第4章 計画の推進

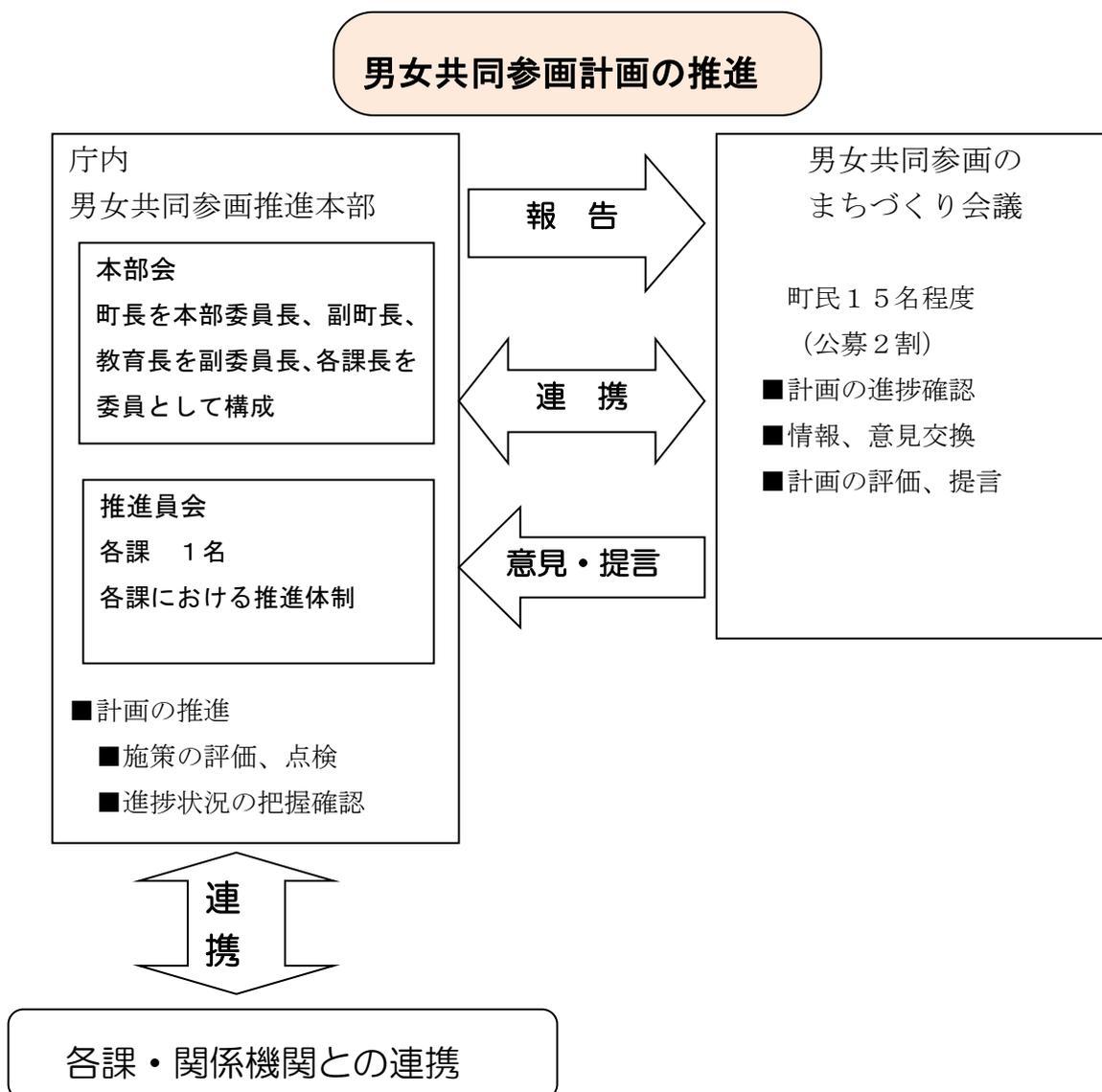
1 計画の推進体制

(1) 町民とともに推進する体制

町民とともに計画をスムーズに推進するために、町民による「男女共同参画のまちづくり会議」を設置し、計画の進捗状況の把握、情報や意見交換、提言を行います。

(2) 庁内での進行管理体制

町長部局に事務局を置き、行政内部の横断的組織として「庁内推進委員会」を設置し、計画を推進します。また、職員から広く意見を求め、計画推進に反映されるよう各課に男女共同参画推進員を配置します。



2 計画の進行管理

(1) 計画の整合性の確保

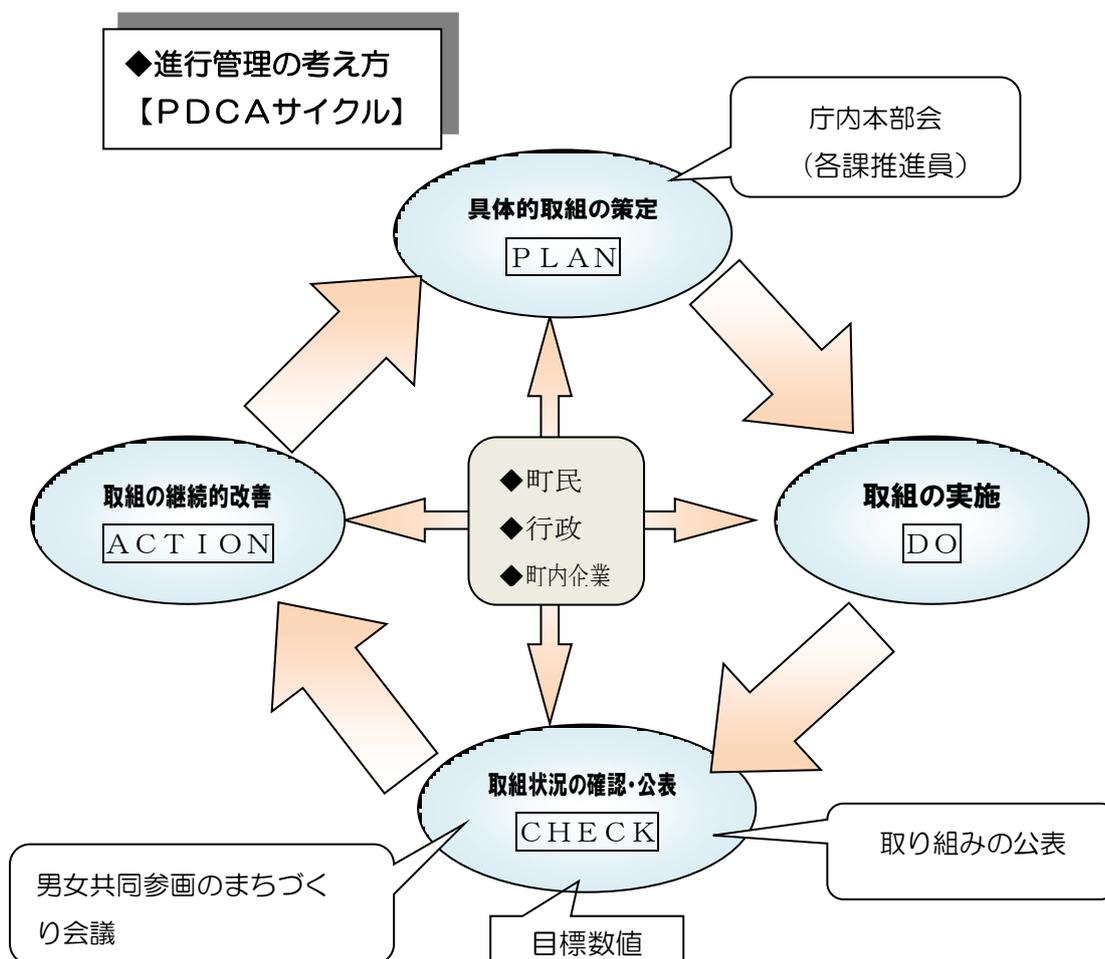
川西未来ビジョンに示した男女共同参画関連施策に基づき、本計画との整合性を図ります。

(2) 国、県との連携

国や県における男女共同参画に関する会議等への参加を含め、情報交換等について協力・連携を深めます。

(3) 行政評価の活用

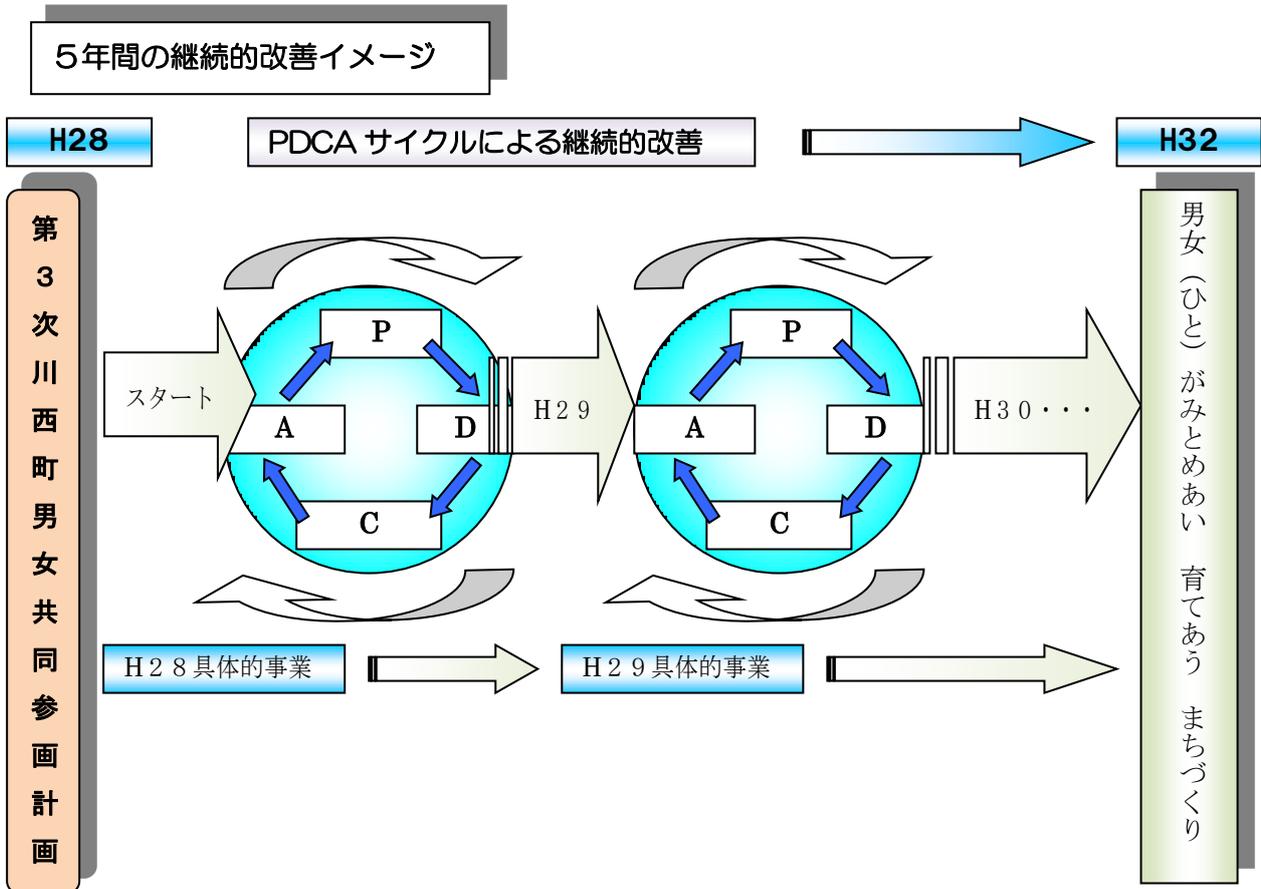
本計画は、全ての事務事業に対し男女共同参画の視点により見つけ直ししながら推進を図るものであります。実行性を確保するための手段として、社会状況の変化に応じて、新しい視点を取り入れながら、環境マネジメントシステムを積極的に活用し、Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、Action(見直し)のサイクルにより推進し、継続的に改善を図ります。



平成28年度からの具体的事業実施に向けて、年度毎にPDCAサイクルを活用し、事業を点検・評価し、改善を行い実施します。

川西町男女共同参画計画【PLAN】に基づいて、町民と行政の協働による事業を実施【DO】し、事業実施後に各課、庁内推進委員会、「男女共同参画のまちづくり会議」において、事

業の評価と検討【CHECK】を行い、町民と行政による見直しと改善【ACTION】を図り、次年度以降、継続的に事業に活かしていきます。



(4)公表

各種の調査等により男女共同参画の状況を把握するとともに、本計画に基づく施策の実施状況を取りまとめ、公表します。

資料編

◆ 男女共同参画基本法	25
◆ 女性活躍推進法	26
◆ 計画策定の体制・フロー	27
◆ 計画策定の経過	28
◆ 川西町男女共同参画計画推進まちづくり会議委員名簿 川西町男女共同参画推進本部委員名簿	29
◆ 川西町男女共同参画計画推進まちづくり会議設置要綱 川西町男女共同参画推進本部設置要綱	30

男女共同参画基本法

● 男女共同参画基本法

平成11年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

基本法では、男女共同参画社会をつかっていくための5本の柱(基本理念)を掲げました。そして、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たさなくてはならない役割(責務、基本的施策)を定めています。

● 基本理念－男女共同参画社会をつかっていくための5本の柱

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。男女の差をなくし、「男」「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

2. 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女はともに家族の構成員。お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにしましょう。

5. 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とともに相互に協力して取り組んでいきましょう。

● 国、地方公共団体及び国民の役割

- 国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施していきます。
- 地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。
- 国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

女性活躍推進法

●女性活躍推進法

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成27年9月4日、「女性活躍推進法」が公布・施行されました。

推進法では、3つの基本原則を定め、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ります。

●基本原則

女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること

職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること

女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定。地方公共団体は、その基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することが求められています。

●事業主行動計画

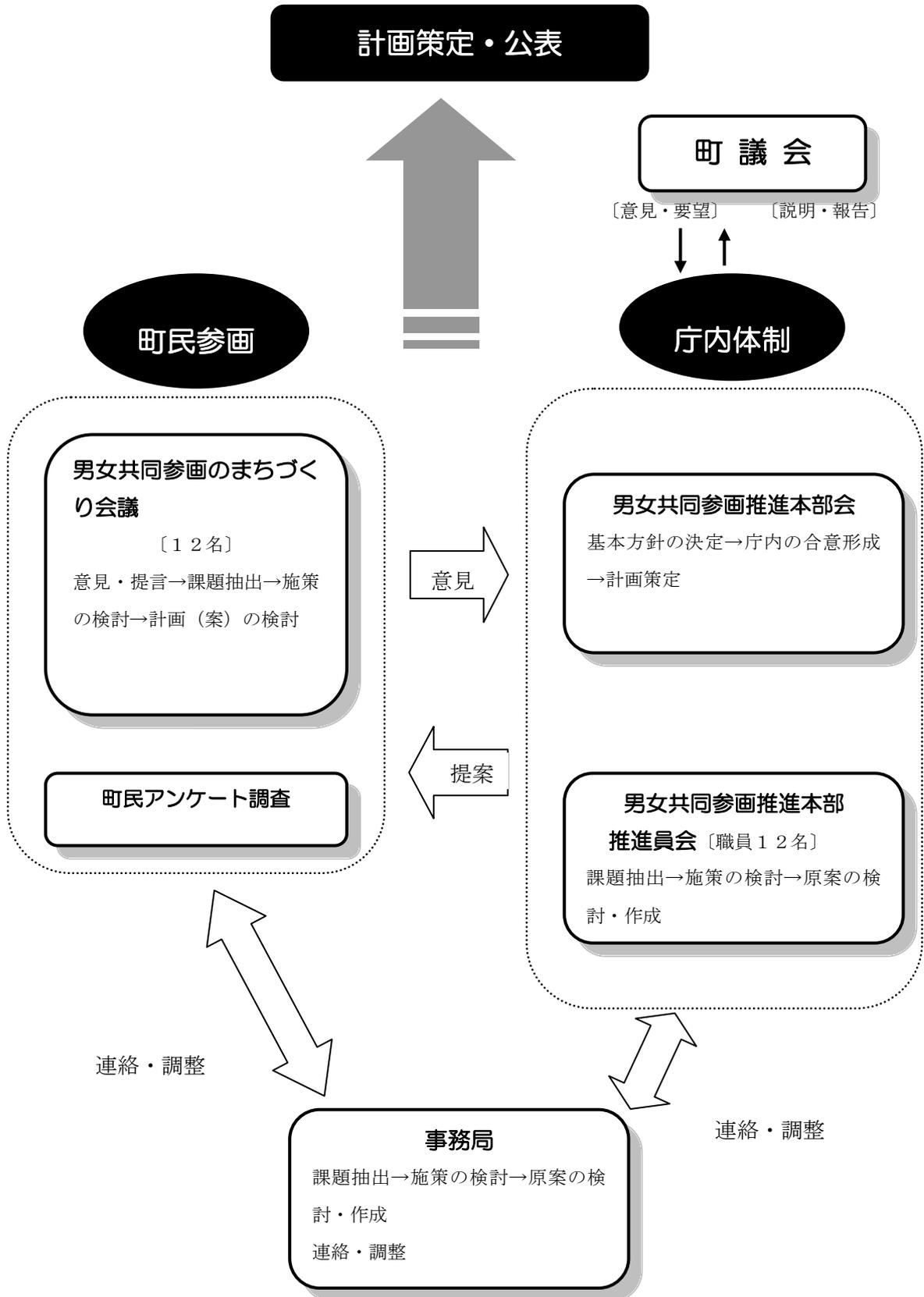
国は、事業主行動計画の策定に関する指針を決定。国や地方公共団体、民間事業主は、女性の活躍に関する状況の把握や改善すべき事情の分析を行い、それを踏まえ定量的目標や取組内容について定めた「事業主行動計画」の策定・公表が求められています。また、国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととしています。

●女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととし、地方公共団体は、相談・助言等に努めることとされています。

第3次男女共同参画計画策定の体制・フロー

【計画期間：平成28年度～平成32年度】



第3次川西町男女共同参画計画 策定スケジュール

平成27年1月19日～2月10日 男女共同参画に関するアンケート調査実施(一般、中高生対象)

- | | |
|------------|---|
| 平成27年5月13日 | 第1回 川西町男女共同参画推進員会
・任命
・第3次川西町男女共同参画計画策定について |
| 平成27年5月26日 | 第1回 川西町男女共同参画本部会
・任命
・第3次川西町男女共同参画計画策定について |
| 平成27年7月2日 | 第1回 川西町男女共同参画のまちづくり会議
・第3次川西町男女共同参画計画策定について |
| 平成28年2月5日 | 第2回 川西町男女共同参画推進員会
・第3次川西町男女共同参画計画(素案)について |
| 平成28年2月23日 | 第2回 川西町男女共同参画本部会
・第3次川西町男女共同参画計画(素案)について |
| 平成28年2月26日 | 第2回 川西町男女共同参画のまちづくり会議
・第3次川西町男女共同参画計画(素案)について |
| 平成28年3月8日 | 第3回 川西町男女共同参画本部会
・第3次川西町男女共同参画計画(素案)について |
| 平成28年3月18日 | 議員全員協議会
・第3次川西町男女共同参画計画について |

川西町男女共同参画のまちづくり会議委員名簿

職名	氏名	職名	氏名
会長	安部 美知子	委員	佐藤 順一
副会長	後藤 友子	委員	佐藤 昌子
委員	飯澤 崇	委員	平 千秋
委員	石沢 治雄	委員	高橋 由和
委員	梅津 智恵子	委員	橋本 智美
委員	金子 真紀子		
委員	寒河江 靖明		

(敬称略、委員五十音順)

川西町男女共同参画計画本部員名簿

本部会		推進委員会	
委員長 町長	原田 俊二	委員 総務課	金子 征美
副委員長 副町長	山口 俊昭	委員 企画財政課	會田 美由紀
副委員長 教育長	小野 庄士	委員 まちづくり課	高橋 豊文
副委員長 まちづくり課長	鈴木 浩之	委員 住民生活課	五十嵐 義文
委員 総務課長	遠藤 勝則	委員 税務収納課	伊藤 聡子
委員 企画財政課長	井上 憲也	委員 健康福祉課	加藤 元康
委員 住民生活課長	滝田 浩一	委員 産業振興課	中野 ゆかり
委員 健康福祉課長	淀野 芳広	委員 農地課	前山 律雄
委員 産業振興課長	鈴木 清隆	委員 地域整備課	平田 一則
委員 農地課	阪野 正則	委員 出納検査課	今井 俊宏
委員 地域整備課長	奥村 邦彦	委員 教育総務課	高橋 和恵
委員 会計管理者	島貫 啓一	委員 議会事務局	大友 勝治
委員 教育総務課長	緒形 信彦		
委員 議会事務局長	藤崎 良子		

事務局 (まちづくり課)	
事務局 地域づくり推進室長	小林 俊一
事務局 地域づくり推進主査	小形 崇洋
事務局 主事	金田 実佳子

川西町男女共同参画のまちづくり会議設置要綱

(設置)

第1条 川西町男女共同参画計画を基本に本町における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、男女がみとめあい、育てあう豊かなまちを創造するため、川西町男女共同参画のまちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 まちづくり会議の任務は概ね次のとおりとし、必要に応じ町長に報告及び意見を提示する。

- (1) 川西町男女共同参画計画の評価、進捗状況確認に関する事
- (2) 川西町男女共同参画施策の推進について、意見、助言を行う事
- (3) その他男女共同参画の推進に関する事

(組織)

第3条 まちづくり会議は、委員15名以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 男女共同参画の形成に積極的な意見を有する者
- (3) 教育に携わる者
- (4) 地域づくりに携わる者
- (5) 産業に携わる者
- (6) 生活福祉に携わる者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 まちづくり会議には会長及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総括し、まちづくり会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(事務局)

第5条 まちづくり会議の庶務は、まちづくり課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるほか、まちづくり会議の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

川西町男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本町における男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、男女がみとめあい、育てあう豊かなまちを創造するため、川西町男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川西町男女共同参画計画策定及び推進に関すること
- (2) 男女共同参画に関する施策の評価、点検、改善に関すること
- (3) その他男女共同参画に関すること

(組織)

第3条 推進本部は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長には町長、副委員長には副町長、教育長及びまちづくり課長をもって充てる。
- 3 委員は、課等の長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を統括し、推進本部を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(推進委員会)

第5条 推進本部に推進委員会を置き、推進員は課等1名以上とし、町長が指名する職員をもって構成する。

- 2 推進委員会に推進員リーダーを置き、まちづくり課長をもって充てる。
- 3 推進委員会は、男女共同参画計画策定、施策の推進及び事案の検討とその推進にあたる。

(ワーキングチーム)

第6条 推進本部に男女共同参画計画に関する具体的な事項について協議検討するため、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、町長が指名する職員をもって構成する。

(事務局)

第7条 推進本部の事務を処理するため、事務局をまちづくり課に置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局員を置き、町長が指名する職員をもって充てる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、推進本部の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。